

議題（1）

「トラック産業に係る取組作業部会」の運営要
領について

「トラック産業に係る取組作業部会」の運営要領について

1. 作業部会の趣旨・目的

- (1) 平成24年10月にとりまとめられた最低車両台数・適正運賃收受ワーキンググループ報告書において、

「このWGの議論の過程で委員から提起された、～（中略）～等の意見を踏まえつつ、ビジョン検討会を年内を目途に開催し、WGにおいて提言した参入に係る事項や必要な対策を推進する作業部会を早期に設置すること」

との提言がなされ、平成24年12月に「第5回トラック産業に係る将来ビジョンに関する検討会」において、作業部会を設置することが決定された。

- (2) このため、今般、作業部会（「トラック産業に係る取組作業部会」）を開催し、トラック業界の安全性、健全性を向上させるための検討課題として、「参入時基準の強化」「多層構造の弊害の解消に向けた施策」「水平構造の改善」「貨物自動車運送適正化事業実施機関の充実」「事後チェックの充実」の各課題に対応する具体措置を抽出、検討し、その実施に向けて協議を行うこととする。

2. 作業部会における主な検討課題

- (1) 参入時基準の強化について

(例)①運行管理者制度の充実対策

②参入時の通達基準等の強化

- (2) 多層構造の弊害の解消に向けた施策について

(例)①書面契約促進対策

②荷主(利用運送事業者を含む。)との関係に係る対策

- (3) 水平構造の改善について

(例)①共同化の推進対策

- (4) 適正化事業の充実について

(例)①指導業務の改善

②安全性評価事業(Gマーク)の推進

- (5) 事後チェックの充実について

(例)①効果・効率的監査の推進

- (6) その他

3. 作業部会の取扱い

- (1) 作業部会を開催する際は、事前に公表することとする。

- (2) 委員に立場にとらわれず自由に意見を出してもらい、議論を活発にするため、作業部会については、冒頭のみカメラ撮り可能とし、それ以降の傍聴は不可とする。

- (3) 資料の公表の取扱いについては、作業部会における配付資料中、作業部会に了承をとって、作業部会終了後、速やかに公表するものとする。

- (4) 作業部会の議事概要については、作業部会終了後、速やかに公表する。

- (5) 作業部会終了後、業界紙等に対して、議事概要等について、ブリーフィングを行う。

- (6) 作業部会の事務局は、国土交通省自動車局貨物課がこれを行う。

4. 作業部会のメンバー（別紙）

（別紙）

「トラック産業に係る取組作業部会」
メンバー

- | | |
|-------------------------------------|--------|
| 1. 学識経験者・有識者 | |
| 流通経済大学法学部教授 | 野尻 俊明 |
| 神奈川大学経済学部教授 | 齋藤 実 |
| 読売新聞東京本社 論説委員 | 坂本 裕寿 |
| フリーアナウンサー | 青山 佳世 |
| 物流ジャーナリスト | 森田 富士夫 |
| 2. 経済団体 | |
| （一社）日本経済団体連合会 産業政策本部 主幹 | 佐藤 正弥 |
| 日本商工会議所 流通・地域振興部 首席調査役 | 中村 聡志 |
| 3. トラック業界 | |
| （公社）全日本トラック協会 副会長 | 坂本 克己 |
| （公社）全日本トラック協会 常任理事 兼
物流政策委員会副委員長 | 三浦 文雄 |
| 4. 労働組合 | |
| 全日本運輸産業労働組合連合会 中央執行委員長 | 山浦 正生 |
| 全国交通運輸労働組合総連合 中央執行委員長 | 山口 浩一 |

※その他、必要に応じて追加